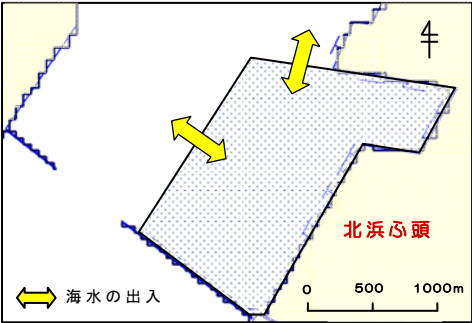
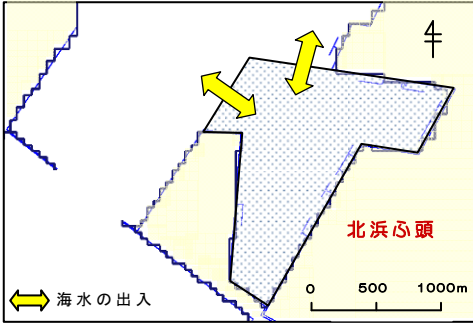
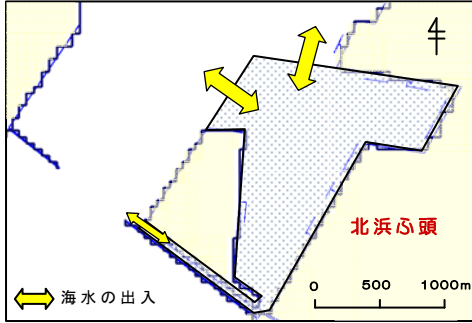
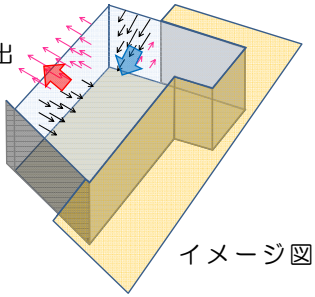


水質

流況変化に海水交換時間を併せた定性的な予測により、埋立実施による北浜ふ頭前面の水質変化について、A案、B案を比較評価しました。

海水交換時間

海水交換時間は、設定した領域内の海水量を、領域から流出する海水の移動量で除することにより算定しました。

名称	現況	A案	B案
算定領域	 <p>領域内の海水量：約 2,830 万 m³</p>	 <p>領域内の海水量：約 2,340 万 m³</p>	 <p>領域内の海水量：約 2,370 万 m³</p>
領域内の流況	<p>北断面：流入 > 流出</p> <p>西断面：流入 < 流出</p>  <p>イメージ図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況、A案、B案ともに、北断面では領域内へ流入する海水量が多く、西断面では領域内から流出する海水量が多くなります。 ・北浜ふ頭前面における海水の流動は、北側から入り、西側から出ていく傾向がみられます。この傾向は、現況、A案、B案ともに変化はありません。 ・このことから、西断面における正味の流出量を、領域から流出する海水の移動量とみなしました。 		
海水交換時間	約 1.7 日 (約 40 時間)	約 1.6 日 (約 39 時間)	約 1.6 日 (約 39 時間)
	—	海水交換時間は、A案、B案ともに現況と比べ、ほとんど変わりません。	

水質

埋立実施による北浜ふ頭前面の水質変化

A案、B案ともに、埋立実施による北浜ふ頭前面の海水交換時間は、現況と比べ、ほとんど変わりません。

⇒ A案、B案ともに、北浜ふ頭前面での海水交換時間は現況と比べ、ほとんど変わらないことから、水質への影響は大きくないと考えられます。ただし、北浜ふ頭前面では局所的に海水交換が弱まる領域が生じること、また、東航路開口部の海水交換もわずかながら減少することから、水質（COD、全窒素、全リン等）への影響が懸念されます。

評価の視点	評価の結果
得点3：影響は軽微である	A案：得点2 B案：得点2
得点2：影響が懸念される	
得点1：影響は大きい	

**A案、B案ともに、埋立実施による水質への影響が懸念されます。
なお、両案の水質に差はないものと考えられます。**

2-2 環境面「人と自然との触れ合いの活動の場への影響」

名古屋港海づり公園の利用状況

人と自然との触れ合いの活動の場である**名古屋港海づり公園の利用状況へ及ぼす影響**について、A案、B案を比較評価しました。

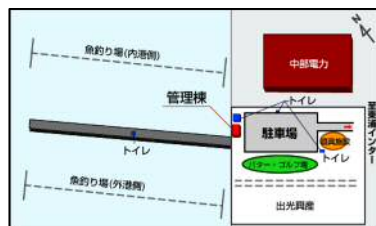
名古屋港海づり公園の概要

- ・ 魚釣り施設：2,500m（内港側 1,300m、外港側 1,200m）
- ・ 年間利用者人数：約 13 万人（平成 23 年度）
- ・ 内港側及び外港側で海釣りを楽しむことができます。
- ・ 高潮防波堤（知多堤）の改良工事期間中は、名古屋港海づり公園を休止します。
- ・ 名古屋港海づり公園の再整備については、構造面・安全面等を踏まえて、今後検討していきます。

位置図



施設概略図



施設利用風景写真



出典：
 名古屋港海づり公園ホームページ
 名古屋港海づり公園パンフレット（名古屋港海づり公園管理事務所）

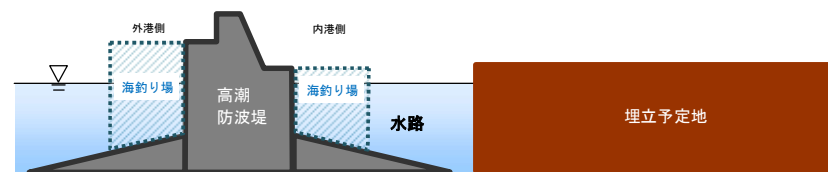
埋立事業実施後の利用状況

A 案：高潮防波堤と埋立地が連続しています。



- ・ 内港側が埋立地となるため、海釣り場*の一部が消失します。

B 案：埋立地と高潮防波堤の間に水路を設けています。



- ・ 内港側及び外港側で海釣り場の確保が可能であると考えられます。

※「海釣り場」とは、海釣りが可能な水面及び空間のことを意味します。

※上記断面図は改良工事後の高潮防波堤（知多堤）です。

評価の視点	得点 3：海釣り場が確保できる	評価の結果	A 案：得点 2
	得点 2：海釣り場の一部が消失する		B 案：得点 3
	得点 1：海釣り場が消失する		

B 案は、内港側及び外港側で海釣り場の確保が可能であることから、人と自然との触れ合いの活動の場に優れていると考えられます。

2-3 社会面「利便性」

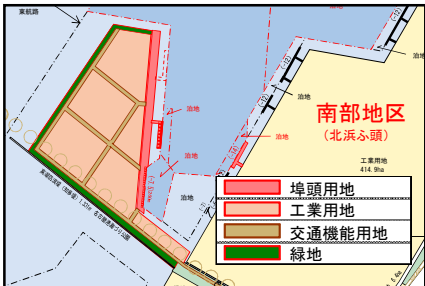
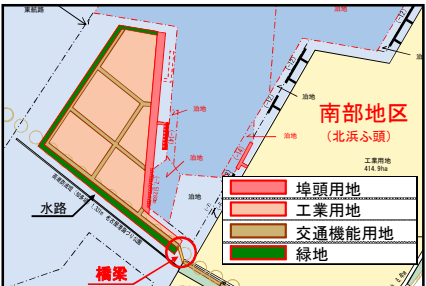
埋立地の利便性

埋立地の土地利用の利便性について、A案の利便性を基準として、A案、B案を比較評価しました。

A案は、港湾計画（一部変更）において位置づけた土地利用計画です。

B案は、港湾計画（一部変更）において位置づけた土地利用計画を基本としつつ、以下の点に留意した土地利用計画です。

- 水路を設けることにより、埋立面積は減少しますが、港湾機能の確保に必要な埠頭用地、交通機能用地を確保しました。
- 背後の物流機能を防護するために、緑地を確保しました。

名称	A案	B案
土地利用	 <p>穀物の荷揚げや製品出荷するための埠頭用地、港湾における交通の円滑化を図る交通機能用地、物流機能を防護するための緑地を配置しています。</p>	 <p>A案と同様に、埠頭用地、交通機能用地及び緑地を配置しています。 また、埋立地と高潮防波堤の間に水路を設けることで、工業用地の面積が減少することから、進出する企業の利用面積が減少※します。</p>
既存地とのアクセス	<p>既存地と埋立地（道路及び緑地）が連続し、陸上アクセスが可能です。 陸上アクセスであるため、通行が制限されることはありません。また、緑地が既存地と連続することで、災害発生時に道路が損壊した場合でも避難経路が確保され、物資の搬入・搬出経路としての転用も可能です。</p>	<p>埋立地と高潮防波堤の間に水路を設けるため、既存地とのアクセスには橋梁が必要です。 橋梁によるアクセスは、通行が制限される可能性があります。また、災害発生時に橋梁が損壊した場合には、通行できなくなる可能性があります。</p>

※上記の評価については、利用者からのヒアリングも参考にしています。

※工業用地面積 A案：48.1ha B案：42.1ha

評価の視点

得点3：A案より優れている
得点2：A案と同じ
得点1：A案より劣っている

評価の結果

A案：得点2
B案：得点1

埋立地の利便性において、**A案**は、**B案**より優れていると考えられます。